

市・県民税の 申告相談が 2月16日(木) から始まります

市・県民税の申告相談を、2月16日(木)～3月15日(水)の期間で行います。申告が必要となる人は、期間内に忘れずに申告してください。申告相談の日程は広報1月号に掲載していますので、ご確認のうえ、必ず受付時間内にお越しください。

問い合わせ 税務課市民税係 ☎0824・73・1146
または 各支所市民生活係

お願い

- ① 農業所得の申告をする人は、必ず「収支内訳書」または「月別集計表」を作成して、当日持参してください。
 - ② 医療費控除のある人は、領収書などを個人別、医療機関別、日付順に分けて集計し、当日持参してください。
- ※ 農業所得の申告をする人で、「収支内訳書」または「月別集計表」を作成していない人、また、医療費控除を受ける人で集計をしていない人は、申告相談の時間短縮のため、会場でご本人に集計していただくこととなります。あらかじめ、ご了承ください。
- ※ 土地・建物や株式などの譲渡、先物取引・山林所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除(1年目)のある人は、直接庄原税務署へご相談ください。

マイナンバーの確認と 本人確認にご協力ください

マイナンバー(個人番号)を申告書などに記載し提出する(マイナンバーを提供する場合)には、「マイナンバー(個人番号)の確認」と「本人確認」を行います。

そこで、申告書の提出にあたっては、申告する方全員分の本人確認のための書類の写しを添付する必要があります。あらかじめ「マイナンバーカード(個人番号カード)」または、「通知カード」と「身元確認書類」の写しを忘れずに準備してください。(郵送での提出の場合も写しの添付が必要です。)

なお、申告内容によっては、写しが必要なく、お返しする場合がありますので、ご了承ください。

本人確認書類

マイナンバーカード(個人情報カード)をお持ちの方

●マイナンバーカードだけで、本人確認(番号と身元の確認)が可能です。

マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類

《本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
 - 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り、)
- などのうちいずれか1つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

上記書類をお持ちでない場合はご連絡ください。

※マイナンバーカード(個人番号カード)の写しを添付する場合は、表面および裏面の写しが必要となります。



庄原税務署からのお知らせ

申告書には

税務署長 平成 年 月 日 年分の 所得税及び 復興特別所得税の 申告書B FA0122

住所 個人番号

マイナンバーの記載

本人確認書類の 提示又は写しの添付



が必要です!!



マイナンバーカードでe-Tax
が利用できます。

自宅等からのe-Taxなら
本人確認書類の送付は不要です。

詳しくは、国税庁ホームページまたはフリーダイヤルでご確認ください。

国税に関する
マイナンバー情報

国税庁ホームページトップページ上段
を 클릭

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178
月～金：9：30～20：00 / 土日祝：9：30～17：30